	一一　テトラクロロエチレン	ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法 イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法
	一二　ジクロロメタン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一に定める方法
	一三　四塩化炭素	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法

	一一　テトラクロロエチレン	ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法 イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・一若しくは五・四・一に定める方法 ニ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、別表第四に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法
	一二　ジクロロメタン	イ　第一の三に掲げる検液並びに埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二又は五・四・一に定める方法 ロ　海洋投入処分を行おうとする無機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 ハ　海洋投入処分を行おうとする有機性の汚泥にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一に定める方法
	一三　四塩化炭素	イ　第一の三に掲げる検液にあっては、日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二、五・四・一又は五・五に定める方法 ロ　埋立処分を行おうとする汚泥及び汚泥を処分するために処理したものにあっては、別表第三に掲げる方法又は日本産業規格K〇一二五（二〇一六）の五・一、五・二、五・三・二若しくは五・四・一に定める方法